



出産時

出生届



【届出期間】

生まれた日から 14 日以内

※14 日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで

【届出人】 原則「父」または「母」

【届出先】 生まれた子の父母の本籍地か住所地または生まれた場所の市町村役場

【届出に必要なもの】

- ・届出書 1 通・母子健康手帳
- ・医師（助産師）の出生証明書（届出書の右欄）
- ・健康保険証または資格確認書（お子さんが入る予定のもの）＊乳幼児医療費助成で使用します
- ・受給者の健康保険証または資格確認書及び預金通帳 ＊児童手当で使用します（共済以外の方）

【窓口】 総合ケアセンターゆくり内 住民課 町民生活グループ

※赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナに限られています。

※赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから 2～3 週間程度後に郵送（簡易書留）で個人番号通知書が送られてきます。

※届出と同時にマイナンバーカードの申請もすることができます。

健康保険加入



- 国民健康保険に加入する場合は、住民課 町民生活グループへ届出をしてください。
国民健康保険の手続きは、出生から 14 日以内にしてください。

乳幼児医療費の助成・・・0 歳から就学前のお子さまが、医療機関に入院・通院した場合医療費の助成があります。詳しくは P.26 をご覧ください。

出産育児一時金



健康保険から出産費用の一部が給付される制度

出産の際に支給される出産育児一時金を健康保険が直接医療機関に支払う制度です。

詳細は、医療機関にご確認ください。

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

- 出生から 15 日以内に届出をしてください。※詳しくは P.29～30 をご覧ください。

もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業



※詳しくは P.3 をご覧ください。



令和7年4月より、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。

また、妊婦への支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）による面談と一体的に実施していきます。

【妊婦のための支援給付】

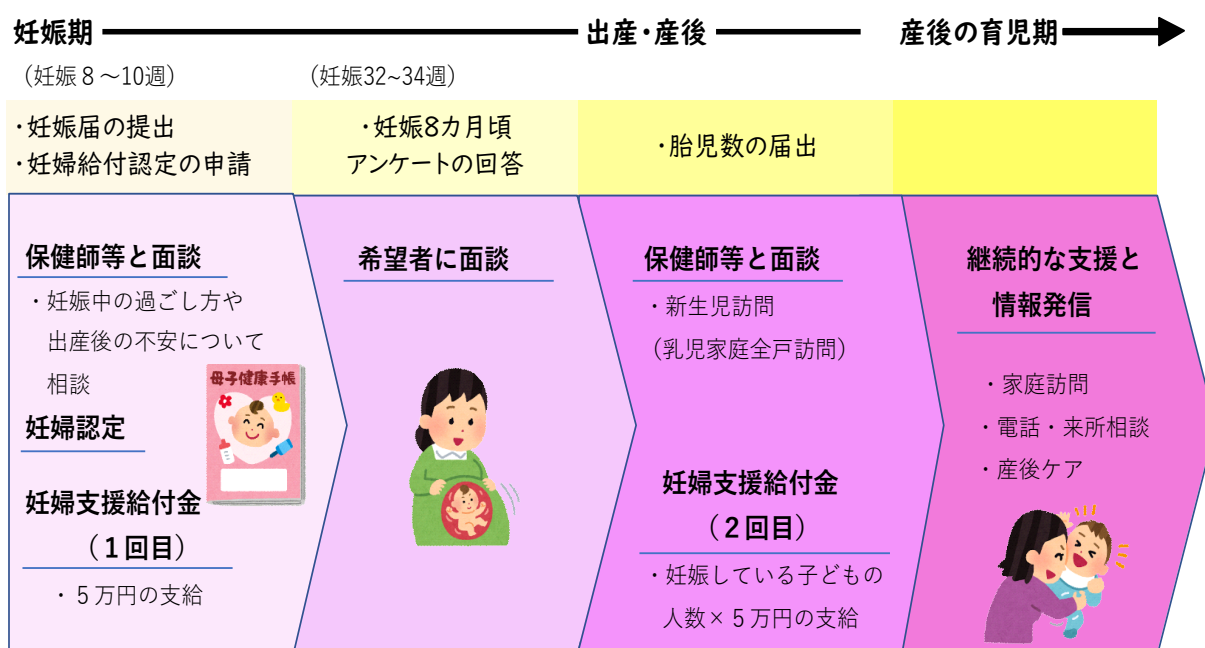
妊娠・出産等に関する経済的負担軽減を図るため、妊婦支援給付金を支給します。
（流産・死産された方も受給の対象になります）

【妊婦等包括相談支援（伴走型支援）】

全ての妊婦さん・子育て世帯に対し、妊娠期から産後～子育て期にわたって一貫した相談対応を行っています。

- ・妊娠届出時の面談
- ・妊娠7～9か月頃アンケートの結果に応じた相談支援
- ・新生児訪問時、乳児家庭全戸訪問時の面談 など

＜事業のイメージ＞



*詳細については担当へお問い合わせください